

旧優生保護法一時金支給請求書提出時チェックリスト（広島県）

●チェックした項目の“□” 覧に“✓” を付け提出してください。

提出書類	確認する事項
□請求書（様式1）	□住所欄は、居住している現住所を記入してください。 □郵送等により送付された場合には、通信日付印により表示された日（消印日）において請求がされたこととみなすとされています。
□請求者の氏名、住所、生年月日、性別が確認できる書類	□住民票の写し等を添付してください。 （マイナンバーカード・運転免許証・パスポートなども可） □居住地（居所）が住民票上の住所地と異なる場合は、公共料金の納付書等、その住所に居住していることが確認できる書類を添付してください。
□診断書（様式2）	□優生手術などを受けたかどうかについての医師の診断の結果が記載されている資料を添付してください。（別の様式でも可）
□診断書作成料等支給 診断書（様式3）	□医療機関において診断書の作成に要する費用が記載された領収書がある場合は、添付してください。 （領収書を添付する場合、「4. 領収書欄」は空欄で可） □領収書に保険適用のものが含まれる場合は、医療機関で「4. 領収書欄」の記載が必要です。
□通帳やキャッシュカードの写しなど	□一時金の振込みを希望する金融機関の名称及び口座番号を明らかにすることができる書類を添付してください。 ※添付された通帳の写し等により金融機関コード、支店コードが確認できる場合は、請求書への記載は不要です。
□その他請求に係る事実を証明する資料 【提出可能な場合】	次の資料があれば、提出してください。 □関係者（親族）からの証言 □障害者手帳 □戸籍謄本など子供がいないことを確認できる書類
□委任状 【該当者のみ】	次に該当する場合は、提出してください。 □請求手続きを請求者本人以外の者が行う場合 □請求書の「3. 振込を希望する金融口座」欄に請求者本人以外の者を口座名義人とする金融口座が記載されている場合
□チェックリスト （本シート）	□確認項目にチェックのうえ、本シートも併せてご提出ください。

●来庁して請求される場合は、事前にお知らせください。

TEL 082-227-1040

月曜日から金曜日8時30分～17時15分（土日祝日、年末年始を除く。）

●手話通訳を希望する場合は、その旨を事前にお知らせください。

●郵送による場合は、個人情報があるため「簡易書留」などをご利用ください。

【あて先】

〒730-8511

広島県広島市中区基町10-52

広島県 子育て・少子化対策課

子育て支援グループ（請求書在中）